

# 令和2年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名：

愛隣会学童保育クラブ

＜自己チェックの進め方＞

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある『評価の着眼点』を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。  
例えば「○：できている(評価の着眼点の事項が全てできている)」「△：一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」「×：できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「-：該当しない(評価の対象に当てはまらない)」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由(なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など)をコメント欄に必ず記入してください(100字以内)。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

## I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
1 趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	正規職員は全員が放課後児童支援員の資格を有しており、この研修で学んだ内容を十分に理解した上で保育にあたっている。また、非常勤(有期契約)職員に対しても、常勤職員が定期的に説明を行い、この理解に繋げている。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。	○	放課後児童健全育成事業の役割を理解した上で、児童の状況や発達段階を踏まえ、健全育成、また子どもの最善の利益を考慮した育成支援に努めている。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○子ども達が安心して過ごせる環境作りとして、毎日の掃除やアルコール消毒、道具等の整理整頓を行っている。また、登所後の宿題の取り組みは徹底して行っており、卒後の生活を見据えた保育内容としている。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○保護者との連携は、今年度はコロナウイルスにより保護者会が開催できなかったが、連絡帳や電話連絡を十分に活用することができた。小学校との連携は、在籍児童の対応に配慮が必要である場合にクラブ側から働きかける形で懇談等を行っている。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○個人及び複数人での日常的な育成支援の振り返りを行うことで職員は自己研鑽に励み、放課後児童支援員として必要な知識及び技能向上に努めている。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○放課後児童クラブの社会的責任を理解し、人権への配慮、研修の機会の確保、プライバシーの保護、保護者からの苦情等に対する迅速な対応はできている。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○倫理を自覚するとともに、育成支援の内容が児童の想いを反映させたものになっているか確認し、それをもとに工夫・発展させ、向上に努めている。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に努めている。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	子ども及び保護者からの要望や苦情に対処するために、毎日のミーティングの場を活用し、全職員が同じ情報を共有できるように努めている。利用者から要望や苦情が寄せられた際は、迅速に対応できている。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○子どもに関わる時事や流行等に常日頃からアンテナを張り巡らせ、それを毎日のミーティングの場を活用し、職員間で共有することが必要。そこから、職場全体で事業内容の向上につなげる必要がある。
	(2)研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○職場内外の様々な機会を捉えて資質の向上を図るための研修等の機会を充実させ積極的に放課後児童支援員に周知を図り参加を促している。
	(3)運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○令和元年度より運営主体が実施する利用者アンケートに加え自己評価を導入することで事業内容の向上や改善を図ると共に、ホームページでも結果を公表し各学童保育クラブがどのように取組んでいるかを明らかにしている。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	△	これまで自クラブでは受け入れが小学1～3年生の為、この学年の特性は十分理解している。しかし、来年度より6年生までの受け入れとなり、高学年に対する理解のための研鑽が必要である。

## II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○正規職員全員は放課後児童支援員の資格を有しており、本研修で学んだ内容を理解した上で保育にあたっている。特に、「子どもが自ら進んで学童保育クラブに通い続けられるように援助する」に力を入れており、成果を上げている。
	(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○育成支援の内容9項目の留意すべき点について、自クラブ内では事例等を用いながら、それに基づいた予測、予知を踏まえ支援ができるよう努めている。特に、経験の少ない職員には、先輩職員が教育している。
9 障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	△障害児対応連絡会等で検討された内容や、保護者との面談を踏まえ、障害のある子どもの受け入れを行う。
	(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	△留意点を理解し、見通しをもって計画的な支援を行う。
10 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○児童虐待とまではいかないが、不適切な養育が疑われる家庭があった場合、主任児童委員に通告するように努めている。また、学校側にも情報提供を行っている。
	(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○早期発見に努め、日常の様々な場面において、子どもの心身の状態を把握し、保護者の悩み等に気付けるように心掛けている。また、家庭での養育に特別な支援が必要な場合は、学校を含む関係機関に報告し連携出来るように、備えている。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○守秘義務を遵守し対応している。
11 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○子どもの出欠席に関しては、連絡帳に貼付している予定表にきちんと記入してもらうことでしっかりと把握できている。生活の様子についても、クラブ便りや連絡帳を活用して十分に出来ている。
	(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○保護者が相談しやすいクラブ作りをするために、お迎え等で保護者が来所した時に口頭で様子を伝えたりすることで、保護者との信頼関係を築き、相談への迅速かつ適切な対応につなげている。
	(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○今年度はコロナウイルスの為、保護者会や親子行事、クラブまつり等の開催ができなかったが、保護者との連携は連絡帳や電話連絡を活用し、十分にできた。

12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関する業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	毎月の目標設定や毎日の保育日誌(記録)、職場内の事例検討会、クラブ便り発行、保護者会開催等、十分に実施できている。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	運営にかかわる業務9項目について、各職員が適材適所で十分な力が発揮できるよう調整した上で、きちんと実施できている。
13	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	今年度は、コロナウイルス感染症拡大防止の為、対面での関わりはほとんどできなかったが、電話連絡等を活用し、必要最低限のやり取りはできた。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	小学校との連携にあたり、懇談を行う際は、懇談内で話される内容は、小学校と児童保育クラブだけの話であり、絶対に他言しない約束を取り交わしてから懇談を行っている。
14	保育所、幼稚園等との連携		○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	法人内の保育園や近隣の保育園と連携を図っているが、今年度は地域開放行事であるクラブまつりを開催することができなかった。その為、小学校同様に、必要最低限の関わりにとどまった。
15	地域、関係機関との連携		○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	△	今年度は、地域開放行事であるクラブまつりや、地域のおまつりであるこまほのまつり中止等で、地域組織や子どもに関わる関係機関との連携は十分には図れなかった。
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	—	
		(2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	△	近隣の児童館と連絡をとり連携をとるように努めている。

### III 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメン ト
17	(1)衛生管理	○	月に1回、法人内の安全衛生委員会に職員が1名出席。近隣の感染症発生状況の情報収集及び把握ができている。学室内では、登所時の手洗い、うがい、アルコール消毒、また間食提供前の手洗い等が徹底できている。
	(2)事故やケガの防止と対応	○	施設内安全点検日誌を用いて、児童の受け入れ前の安全点検を実施している。また、動的遊びを行うホールは、コーナークバー等を活用している。事故やケガの発生時における対応方針については、マニュアルを作成している。
	(3)防災及び防犯対策	○	防災(火災や地震)に関しては、毎月必ず避難訓練を実施しているが、防犯訓練は行っていない。今後は、他施設の取り組み等を参考に防犯訓練が実施できるようにする。
	(4)来所及び帰宅時の安全確保	△	来所及び帰宅時の子どもの安全確保について、来所時においては小学校との連携を図り、児童が安全に来所できるよう努めている。しかし、帰宅時においては、自クラブのみの取り組みに留めており、関係者との連携に課題がある。

### IV 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメン ト
18	(1)施設	○	専有区画として、子ども一人につき1.65㎡が確保され、保育室、マットコーナー、ホール、トイレ、静養室、給湯室、事務所、倉庫等がきちんと整備されている。
	(2)設備、備品等	○	児童一人ひとりの下駄箱、ロッカー、物かけがきちんと整備されている。また、マットコーナーにはたくさんの道具及び図書が準備し、防災頭巾や避難時用パック(乾パン・水)を人数分確保している。
19	(1)職員配置	○	現在、常勤職員3名全員が放課後児童支援員の資格を有している。
	(2)育成支援の実施	○	支援の単位ごとに育成支援を行っている。
	(3)放課後児童支援員の雇用形態	○	放課後児童支援員が長期的に安定した形態で雇用している。
	(4)勤務時間	○	子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めている。
20	子ども集団の規模(支援の単位)	△	区としては、現在の入所希望に対応するため、当面の間、1つのクラブにおいて70名を上限とし、それを超える場合は、2クラス等の運営ができるように施設を整備することとしている。
21	開所時間及び開所日	○	開所時間は、8:15~18:15(一部の学童保育クラブで8:00~19:00)とし、開所日は、年間290日程度となっている。
22	利用開始等に関する留意事項	○	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。
23	(1)運営主体の要件	○	放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
	(2)運営上の留意事項	○	放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。
24	労働環境整備	○	職員が健康で意欲を持って就業できる労働環境の整備が出来ている。また、年2回の健康診断の実施や労務管理もきちんとできている。さらに、職員の有給休暇取得率も高く、労働環境は十分整っていると見える。
25	(1)会計管理	○	放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。
	(2)情報公開	○	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任に努めている。